

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和6年3月28日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300350号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300089号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年8月28日の標準賞与額を20万7,000円、平成16年8月12日の標準賞与額を13万円に訂正することが必要である。

平成15年8月28日及び平成16年8月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年8月28日及び平成16年8月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月28日  
② 平成16年8月12日

請求期間①及び②においてA社に勤務し賞与の支給を受けていたにもかかわらず、各請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②については、金融機関から提出された預金取引明細、B町から提出された平成16年度(平成15年分)及び平成17年度(平成16年分)の課税資料並びに同僚の請求期間①及び②に係る賞与明細書から、請求者はA社から平成15年8月28日及び平成16年8月12日に賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は20万7,000円、請求期間②は13万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成15年8月28日及び平成16年8

月 12 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300385号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300090号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を20万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月

A社に勤務していた平成15年12月に賞与が支給されたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。当該賞与に係る明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書、同僚の賞与明細書及び預金通帳並びに事業主の回答により、請求者は平成15年12月25日に20万2,000円の賞与を支給され、標準賞与額20万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額等に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。